

「選挙よろず相談所」の開設について

（趣旨）

- 1 明るい選挙を実現するためには、まず選挙のルールを知り、それを守ることが重要です。

本年4月の統一地方選挙に関し、有権者、候補者および運動員の皆様の選挙に関する問合せに応じ、選挙の正しいルールの啓発および周知に努め、明るい選挙の推進を図るため「選挙よろず相談所」（以下「相談所」という。）を開設します。

（相談員）

- 2 相談所の相談員には、福井県選挙管理委員会の職員が当たります。

（相談所の場所）

- 3 相談所の場所は、次のとおりです。

福井市大手3丁目17-1

福井県庁 6階 選挙管理委員会室内

電話 0776-20-0357

（開設時間）

- 4 相談を受ける時間は、次のとおりです。

平日 午前8時30分～午後5時15分

（午後0時から午後1時を除く。）

（開設期間）

- 5 相談所の開設期間は、2月4日（月）から統一地方選挙の市町の選挙期日（4月21日（日））までとします。